

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付規程

（目 的）

第1条 この規程は、介護分野就職支援金貸付事業実施要綱（令和3年5月7日付け社援基発 0507 第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知別紙2。以下「要綱」という。）及び茨城県介護福祉士修学資金等貸付制度事業実施要領（平成28年3月25日付け福指第2598号茨城県保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する介護分野就職支援金貸付事業（以下「就職支援金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定することにより、これらの貸付事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（就職支援金の貸付対象者等）

第2条 就職支援金の貸付対象者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- （1）介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修以上の研修を修了した者。なお、当該研修は公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業等が行っているものも含まれる
 - （2）「介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱」（平成30年2月1日厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知）（以下、「事務次官通知」という。）の第6「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」及び第7「障害福祉分野就職支援金貸付事業」による貸付けを受けたことがない者
 - （3）茨城県（以下「県」という。）内において、要綱第3の1（2）に規定する居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所（以下「事業所等」という。）において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）として就労した者若しくは就労を予定している者
- 2 就職支援金の貸付額は、介護職員等として、就職する際に必要となる経費に充当するものとして、200,000円と就職支援金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）が提出した介護分野就職支援金利用計画書（第3号様式）に記載された額のいずれか少ない額とする。
- 3 就職支援金の貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

(貸付金の利子)

第3条 就職支援金は無利子とする。

(就職支援金の貸付けの申請)

第4条 申請者は、介護分野就職支援金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

(1) 住民票

(2) 就労する事業所等の長による雇用証明書（第2号様式）

(3) 第2条第1項第1号に規定する研修の修了証の写し。ただし、第2条第1項第3号に規定する就労日までに受講を開始する場合は、研修修了後すみやかに提出するものとする

(4) 介護分野就職支援金利用計画書（第3号様式）

(5) その他会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 申請者は、連帯保証人を1名立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年の者とする。

3 申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

4 連帯保証人は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

5 借受人は、連帯保証人の死亡、破産手続きの開始の決定、その他保証人として適当でなくなったときは、速やかに連帯保証人変更届（第4号様式）を会長に届け出、承認を受けなければならない。

(就職支援金の貸付けの決定)

第6条 会長は、第4条による申請があったときは、貸付けの可否を決定し、結果を茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告するものとする。

2 会長は、前項の規定により貸付けの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 運営委員会の設置について必要な事項は会長が別に定める。

(就職支援金の貸付契約)

第7条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から15日以内に、介護分野就職支援金借用証書（第5号様式）を会長に提出しなければならない

ならない。

- 2 前項の期間内に契約を締結しない者は、就職支援金の借受けを辞退したものとみなす。

(就職支援金の交付)

第8条 会長は、前条第1項の規定により契約を締結したときは、速やかに当該貸付決定に係る就職支援金を口座振替の方法により交付するものとする。

- 2 就職支援金の交付は、借受人に対し、原則として一括にて交付するものとする。

(就職支援金の貸付契約の解除)

第9条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、就職支援金の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 介護分野就職支援金辞退届（第6号様式）を提出し、貸付けを受けることを辞退したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 心身の故障等のため就業を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- (4) 退職したとき
- (5) 第2条第1項第3号の就労を予定している者で、研修実施機関が設定する期間内に研修を終了できなかったとき
- (6) その他就職支援金貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

- 2 会長は、前項の規定により貸付契約を解除したときは、その旨を借受人に対し通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第10条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付額に係る返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部を免除する。

- (1) 第2条第1項第3号の介護職員等として就労した日から、県の区域内において、2年の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。ただし、在職期間が通算730日以上で、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする。
- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなつたとき

(返 還)

第 11 条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときには、貸付を受けた就職支援金を返還しなければならない。

(1) 第 9 条の規定により就職支援金の貸付契約が解除された場合

(2) 県の区域内において、介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

(3) 業務外の理由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

2 貸付を受けた就職支援金の返還は、前項各号に規定する事由が発生した日の属する月の翌月から起算して 1 年間に相当する期間（第 14 条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に返還しなければならない。

3 返還は、月賦又は半年賦の均等払い、又は一括払いによるものとする。ただし、均等払いにおいて繰り上げて返還することを妨げない。

4 1 回当たりの返還額は、原則、返還債務を返還回数で除した額とし、会長が別に定めるものとする。

(返還計画書等)

第 12 条 借受人は前条第 1 項各号のいずれかに該当するとき、当該事由の発生した日から 15 日以内に介護分野就職支援金返還計画書（第 7 号様式。以下「返還計画書」という。）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、借受人に就職支援金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

3 会長は、第 1 項の返還計画書が提出されないときは、第 7 条第 1 項の規定により提出のあった借用証書に記載された方法で、就職支援金を返還させるものとし、借受人に返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還計画の変更届等)

第 13 条 借受人は、前条第 2 項及び第 3 項の規定により通知を受けた返還額及び返還方法を変更しようとするときは、介護分野就職支援金返還計画変更届（第 8 号様式。以下「返還計画変更届」という。）を会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の返還計画変更届を審査の上、借受人に就職支援金の返還額及び返還方法を通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

第 14 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することを届け出たときは、

当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還債務の履行を猶予することができる。なお、猶予する期間は、原則として1年以内とする。

(1) 県の区域内において、介護職員等の業務に従事しているとき

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予の申請等)

第15条 借受人は、前条の規定により就職支援金の返還債務の履行の猶予を申請するときは、猶予の事由が発生した日から15日以内に、介護分野就職支援金返還猶予申請書(第9号様式)に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 介護職員等の業務に従事している場合

業務従事届(第10号様式)

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由の場合

やむを得ない事由であることを証する書類

2 会長は、前項各号の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を当該借受人に通知するものとする。

3 借受人は、介護業務等の従事先を変更したときは、15日以内に業務従事先等変更届(第11号様式)に変更前の従事先の長による業務従事期間証明書(第12号様式)を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

(返還債務の裁量免除)

第16条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付額(すでに返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡又は心身の故障その他の事由により貸付を受けた貸付額の返還ができないことがやむを得ないと会長が認めるとき

返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還債務の額の全部又は一部

(3) 県の区域内において180日以上、介護職員等の業務に従事したとき

返還債務の額の全部又は一部

- 2 前項第3号により免除する返還債務の額は、県の区域内において介護職員等の業務に従事した期間を、360日で除して得た数値（この数値が1を超えるときは1とする）を返還債務の額に乗じて得た額とする。

（返還免除の申請等）

第17条 返還債務の免除を受けようとする借受人は、介護分野就職支援金返還免除申請書（第13号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

（届出義務等）

第18条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

（1）借受人又は連帯保証人の住所、所在地、氏名、名称その他の重要な事項に変更があったとき（第14号様式）

（2）借受人が就労した事業所等において休職し、停職し、復職し、又は退職したとき（第15号様式）

- 2 借受人が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに借受人死亡届（第16号様式）に事実を証明する書類を添えて会長に届け出なければならない。

- 3 第1項各号及び前項による届出は、借受けた就職支援金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（延滞利子等）

第19条 借受人は、正当な理由がなく貸付金を返還期限までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、返還すべき日とは、最終返還日の属する月の末日とする。

（委 任）

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年6月9日から施行し、令和7年4月1日から適用する。